



—社協だより— まごころ 第274号

社会福祉法人 昭和田社会福祉協議会
〒409-3864 昭和田押越 955-1

【昭和田社会福祉協議会ホームページ】URL <http://www.showashakyo.or.jp>
【記事に関するお問い合わせ】 ☎ 275-0640 FAX 268-3737

福祉金庫貸付事業

貸付対象者に対して、一時的に生活に要する資金を貸し付け、生活意欲の助長と生活の安定を図る事を目的としています。貸し付けを希望される方は、居住地を担当する民生委員の意見書が必要となります。なお、審査の結果、貸し付けができない場合もあります。

貸付対象

- 昭和田に半年以上居住（昭和田町住民基本台帳に住民登録のある方）し、引き続き居住の意思のある方
- 高齢者世帯、母子・寡婦世帯、心身障がい者世帯、及び低所得世帯（生活保護世帯を除く）
- ※その他にも条件があります。

限度額・償還期間

- 限度額は、1世帯5万円以内。償還期間は1年以内（無利子）

連帯保証人

- 原則、昭和田に居住する1名以上の保証人をつけるものとします。
- ※その他にも条件があります

生活福祉緊急援助事業（米券支給）

支給対象者に対して、米券を支給することにより、安心して暮らすことのできる生活を確保し、福祉の向上に資することを目的として実施しています。

支給対象

- 昭和田に半年以上居住（昭和田町住民基本台帳に住民登録のある方）し、生活保護受給世帯に準ずる世帯
- ※その他にも条件があります。

支給内容

- 原則、米券1枚（約6合）

右記2つの事業でご相談がある方は、来会される前に昭和田社会福祉協議会へお問い合わせください。

お問い合わせ先は、上記をご覧ください。



『生活困窮者自立支援事業』

この事業は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。

生活の困り事や不安を抱えている場合は、ご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



受付時間

- 月曜日～金曜日
- 午前8時30分から午後5時15分まで
- ※祝日、年末年始は休み

相談・問い合わせ

山梨県社会福祉協議会
☎090-3147-4140
☎090-4815-4140

新型コロナウイルス感染症の影響による、昭和田社会福祉協議会の事業休止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止と町民の皆様の健康と安全を優先し、左記事業を当面の間、休止とさせていただきます。大変申し訳ございませんが、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

- ・ボランティア移送サービス
- ・ボランティア人材バンク
- ・有償ボランティア
- ・運動指導事業
- ・福祉車両や備品等
- ・一部の貸出事業
- ・高齢者ふれあい事業（ふれあい教室）
- ・社協カフェ事業「まんなか」

※いざいさふれあいサロンについても、各地区で開催休止となっております。



赤十字会員会費を募集します 「救うを託されている。」

日本赤十字社の活動は会員となる皆様より拠出される会費のほかに、広く一般の方々からお寄せいただく寄付金によって支えられています。

お寄せいただいた会費の一部は交付金として配分され、献血にご協力いただいた方にお配りする資材や災害備品の購入などの事業費として大切に使用させていただいています。

令和2年度も同社の活動にご理解とご協力をお願いいたします。 日本赤十字社昭和田分区